

平成 25 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 144 号	平成 25 年度宝塚市一般会計補正予算 （第 5 号）	可決 （全員一致）	11 月 27 日
議案第 145 号	平成 25 年度宝塚市特別会計国民健康保 険事業費補正予算（第 4 号）	可決 （全員一致）	
議案第 146 号	平成 25 年度宝塚市特別会計国民健康保 険診療施設費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 147 号	平成 25 年度宝塚市特別会計農業共済事 業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 148 号	平成 25 年度宝塚市特別会計介護保険事 業費補正予算（第 2 号）	可決 （全員一致）	
議案第 149 号	平成 25 年度宝塚市特別会計公共用地先 行取得事業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 150 号	平成 25 年度宝塚市特別会計後期高齢者 医療事業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 151 号	平成 25 年度宝塚市特別会計平井財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 152 号	平成 25 年度宝塚市特別会計山本財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 153 号	平成 25 年度宝塚市特別会計中筋財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 154 号	平成 25 年度宝塚市特別会計中山寺財産 区補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 155 号	平成 25 年度宝塚市特別会計米谷財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 156 号	平成 25 年度宝塚市特別会計川面財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 157 号	平成 25 年度宝塚市特別会計小浜財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 158 号	平成 25 年度宝塚市特別会計鹿塩財産区 補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 159 号	平成 25 年度宝塚市特別会計鹿塩・東蔵 人財産区補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	

議案第160号	平成25年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	11月27日
議案第162号	宝塚市債権管理条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第172号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	12月16日

審査の状況

① 平成25年11月21日（議案審査）

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎

② 平成25年11月27日（議案審査）

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎

③ 平成25年12月16日（議案審査）

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎

④ 平成25年12月17日（委員会報告書協議）

- ・出席委員 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎
- ・欠席委員 ◎山本 敬子

（◎は委員長、○は副委員長）

平成 25 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 144 号 平成 25 年度宝塚市一般会計補正予算（第 5 号）

議案の概要

平成 25 年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 17 億 6,000 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 737 億 8,334 万 3 千円とするもの。

繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をそれぞれ計上するもの。

歳出予算の主なものは、市制 60 周年記念式典等事業、財政調整基金積立金、自立支援事業、地域生活支援事業、乳幼児等医療費助成事業、私立保育所助成金、私立保育所保育実施事業、新ごみ処理施設建設基金積立金、歌劇 100 年シティプロモーション事業、（仮称）中筋 2 丁目公園整備事業、消防車両整備事業、農林施設災害復旧事業、特別会計公共用地先行取得事業費繰出金をそれぞれ増額する一方、職員給与費などの人件費、市債償還金利子、執行額の確定などに伴う執行残などを減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金を、県支出金では自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、農林施設災害復旧事業補助金を、繰越金では前年度からの繰越金を、諸収入では違約金及び延滞利息を、市債では公園整備事業債、消防施設整備事業債をそれぞれ増額する一方、繰入金では財政調整基金とりくずしを、諸収入では派遣職員人件費徴収金を、市債では臨時財政対策債をそれぞれ減額しようとするもの。

繰越明許費の補正では、財産管理事業ほか 4 件を追加しようとするもの。

債務負担行為の補正では、市議会 60 周年記念誌制作業務委託料ほか 10 件を追加しようとするもの。

地方債の補正では、公園整備事業債ほか 2 件を追加するとともに、消防施設整備事業債の限度額を増額する一方、道路橋りょう整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を減額しようとするもの。

論 点 1 補正予算の妥当性

<質疑の概要>

問 1 戸籍副本データ管理システム導入業務委託料が今回の補正により、当初予算と比べておよそ半額に減額されているが、その理由は。

答 1 昨年 8 月に総務省から戸籍副本データを国に送るよう市に指示が出たが、詳細な仕様について示されておらず、スケジュール的にも補正対応が難しいと判断したため、想定される最高額で当初予算に計上した。その後、国から再度指示があり、個人情報審議会等の意見も踏まえて、一番効率のよい形での仕様が出来上がったため、今回減額補正をしたもの。財源については国からの特別地方交付税での措置となる。

問 2 選挙管理委員会事業について、障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金が計上されているが、その内容は。

答 2 平成 22 年に行われた参議院議員選挙において、選挙事務にあたっていた職員が、開票事務終了後バイクで帰宅をする際に交通事故を起こし、その後療養したが後遺障害が残った。その症状に基づき市が障害の認定を行い、条例に基づき今回支払いをするもの。

問 3 選挙事務に関する公務上の災害に関して、保険の加入はしないのか。

答 3 行事保険なども含め保険会社に問い合わせし加入を検討したが、一日だけの業務であり、適切な保険の設計ができないため、保険加入はできていない。

問 4 宝塚文化創造館の 1 階入口には受付窓口がなく、人もおらず、開館しているのかわからないという声をよく聞く。市は、指定管理料として宝塚市文化財団に毎年 2,400 万円程を支払っているが、施設職員はほとんど 2 階におり、あまり 1 階に出てきていない現状についてどう思うか。

答 4 宝塚文化創造館は 1 階入口を入ったところに受付窓口がなく、2 階の事務所で受付をしている状況となっている。催し等がある際は、職員が 1 階にも降り案内を行っているが、現状では建物の構造上 1 階で受付をするのが難しい状況となっている。

問 5 子ども発達支援センター費の人件費で、嘱託職員報酬が減額され、一般職給与や諸手当等が増額されている。嘱託から正規職員に変更されたのだと思うが、どういう内容か。

答 5 この 4 月より、療育センターであったすみれ園について、県へ届出をすることにより医療型児童発達支援センターへと名称変更を行った。その届出の際、すみれ園の診療所については常勤医師の登録が必要であったため、嘱託職員であった非常勤医師を一般職の常勤医師として変更を行った。

問 6 私立保育所の保育士等処遇改善臨時特例事業の内容は。

答 6 国の安心子ども基金を活用し、保育士の人材確保を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組むもの。市内の私立保育所全 18 園を対象に、ボーナスや給与等の人件費の処遇改善を実施してもらう。

問 7 歌劇 100 年シティプロモーション事業についての具体的な内容や狙いは。

答 7 来年 100 年を迎える歌劇の魅力を P R することが本市の魅力につながると考え、その効果として来訪者と定住者の増加に繋げることがこの事業の狙い。具体的には、歌劇の魅力を P R する講演会等の実施や、P R のために国等に訪問する際に

同行していただく歌劇団関係者への謝礼や旅費を計上するもの。

問 8 歌劇 100 年シティプロモーション事業については、講演会の発想自体も目新しいものではなく、国への陳情についても、国に何をしてほしいのか明確になっていない。このままでは歌劇を応援する一過性のイベントに終わってしまう懸念があるが。

答 8 宝塚大劇場の来場者数は、宝塚歌劇による 100 周年の P R 効果もあって上昇しているものの、宝塚歌劇全体としては減少傾向にあり、東京宝塚劇場に超されている状況。本市としても県のツーリズム協会とも連携して宝塚歌劇を応援し、国内にとどまらず世界から来場者を呼び込めるよう P R に取り組みたい。また国への要望については、宝塚歌劇に対して顕彰を要望したいと考えている。そのほか、本事業における講演会の実施により、本市に転入してきた市民等に対して、宝塚歌劇が本市の宝であることを浸透させていきたい。

問 9 本市のシティプロモーション事業については、観光集客戦略に基づいて総合的に進めるべき。その際には観光集客戦略研究会からの提言を基に、今まで関わってきた関係者とともに行わなければならない。今回のような一過性の事業の積み重ねだけではうまくいかないと思うが、どう考えるか。

答 9 観光集客戦略研究会からいただいた提案については、現在観光分野を含めた産業全体の活性化をめざして設置している産業活力創造会議において、基本的な戦略を策定していく中で尊重していきたいと考えている。関係者にも参加していただきながら、産業活力創造会議でしっかりとした計画や具体的な施策を立てて実行していきたい。また、同時進行で、来年の歌劇 100 年を、本市の魅力をアピールする大きなチャンスとしてとらえ、歌劇 100 年シティプロモーション事業を実施したい。

問 10 本来のシティプロモーションについては、現在具体的な戦略についてあまり決まっていない中で、とりあえず事業をスタートさせている感がある。このままでは、将来同時進行である程度具体性を持って進められる歌劇 100 年シティプロモーション事業との整合性がとれなくなるおそれがあると思うが。

答 10 本来であれば、先に全体的なシティプロモーションの体系整備について進めるべきであり、当然それは今後も検討していきたい。ただし、今回は歌劇が来年 100 年を迎え、体系を整備するには時間的に余裕がないため、シティプロモーションから宝塚歌劇だけを特化した形で事業を実施したい。

問 11 (仮称) 宝塚北スマートインターチェンジ整備事業について、約 1,000 平方メートル分の用地が後年度取得予定として減額となっているが、その理由は。

答 1 1 約 1,000 平方メートル分の該当用地については、スマートインターチェンジの本体部分にあたり、この部分については現在協議を行っている最中であり、本市の負担面積が確定していない。このため、当初予算で計画していた取得予定用地の約 6,000 平方メートル分のうち、確定している約 5,000 平方メートル分を今回取得することとし、減額補正とした。

問 1 2 (仮称) 中筋 2 丁目公園整備事業で、災害時に備えた井戸を設置するとしているが、浅井戸であるため飲料用には適していない。市の運用として、その旨の表示をした上で日常的に夏場の子どもの水遊び等に使用させるとしているが、子どもにはそれがわからず誤って飲んでしまう危険性があるのが危惧される。そもそも井戸を設置しなければならない義務はあるのか。

答 1 2 井戸を設置する義務はなく、子どもが飲んでしまうことがないとは言えない。公園の管理運用については、地元にも関わっていただき、協力していただきたいと考えている。

問 1 3 (仮称) 中筋 2 丁目公園を整備する背景は、地域住民からの要望によるものか。また、市の公園整備の基準はどうなっているか。

答 1 3 区画整理により、従来子ども遊園となっていた神社の境内が使用できなくなった。公園については一定の基準があり、中筋地域については、ため池が公園として計上されているが、本来の公園が少なく、地域からの要望もあり公園を整備しようとするもの。

問 1 4 消防費において、一般職給は減になっているが、職員手当等が増えている。主に時間外勤務手当のようだがその内容は。

答 1 4 給与の減は、予算編成以降の退職等によるもの。時間外勤務の増については、昨年、東消防署の救急隊増隊のため 10 人増員し、9 カ月間消防学校に入校していたが、本年度は当初から実際の業務に当たっていることから、時間外勤務手当の増につながっている。また、地震、火災、台風等の水害による出動や救急件数の増も影響している。

問 1 5 消防車両整備事業の内容は。

答 1 5 西消防署に配置していた救助工作車が、自走不可能な状況となった。平成 10 年の購入車両であることから、整備困難であり、整備をしても NOx・PM 法により 1 年以内の稼働期間しか確保できない。緊急防災減災事業債について、消防庁から積極的な活用方針が示されたため、総合的に判断し、救助工作車を更新することとした。

問 1 6 小中学校のグラウンド整備事業の減額理由は。また、地域の元氣臨時交付金の対象事業となっているが、交付金の金額に影響はしないか。

答 1 6 当初の予定より現状の土が使用できたことと、入札による減額が理由。地域の元氣臨時交付金は、交付額の算定と実施する事業が異なるため、交付額の算定には影響しない。交付金との差額については、交付金充当可能な別の事業に充てる。

問 1 7 小中学校の電気使用量が増加しているが、小中学校において節電対策は行っているのか。

答 1 7 小中学校では、学校版EMSでエネルギーの節減に取り組んでいる。電気使用量の増については、夏場がかなり暑かったことからエアコンの使用によるものが影響していると思われる。電気については入札を行っており、一般家庭より値上げ額は小さいが、燃料調整費の増もあり金額の増加となっている。

問 1 8 学校と地域のつながりに重要だと思われる。学校支援地域本部事業の予算が減額となっている理由は。また、減額による支障はないのか。

答 1 8 県の補助事業であり、補助金が確定されたため減額した。減額となったが補助金の範囲で支障のないように事業を行っている。

問 1 9 普通財産取得費について、公共用地先行取得債から、普通債の土木債に切り替えているが、メリットはあるのか。

答 1 9 これまでの公共用地先行取得会計の地方債は、つなぎ資金のようなものであったが、今回、公園として整備することとに際して、地方債を発行するものである。土木債への切り替えの目的は事業化することにある。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第145号 平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）
 議案第146号 平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）
 議案第150号 平成25年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）

議案の概要

（議案第145号）

平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,927万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ249億7,916万2千円とするもの。

歳出予算は、償還事業の療養給付費等負担金返還金を増額する一方、人件費を減額しようとするもの。

歳入予算は、療養給付費等負担金を増額する一方、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金をそれぞれ減額しようとするもの。

（議案第146号）

平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ91万4千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,921万4千円とするもの。

歳出予算は、人件費を増額しようとするもの。

歳入予算は、一般会計からの繰入金を増額しようとするもの。

（議案第150号）

平成25年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,465万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ31億3,215万円とするもの。

歳出予算は後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、人件費を減額しようとするもの。

歳入予算は前年度からの繰越金を増額する一方、職員給与費等繰入金を減額しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 調整交付金の過大請求により、返戻金が発生していることについて、今後、職員に研修を行うとのことであるが、どのようなことをするのか。

答1 新制度であるため、理解不十分であったために過大請求となった。研修を行い制度の理解に努める。

問2 療養給付負担金返還金は、平成24年度のもののか。

答2 平成24年度分の確定に伴い精算をするもので、毎年6月に実績報告をし、その後9月か12月に補正予算に計上している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	議案第145号 可決（全員一致） 議案第146号 可決（全員一致） 議案第150号 可決（全員一致）

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第147号 平成25年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
平成25年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ63万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,563万2千円とするもの。 歳出予算は、人件費を増額しようとするもの。 歳入予算は、一般会計からの繰入金を増額しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第148号 平成25年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）

議案の概要

平成25年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,903万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ152億6,648万7千円とするもの。

また、債務負担行為を計上するもの。

歳出予算の主なものは、人件費、高額介護サービス等給付事業をそれぞれ増額する一方、二次予防事業対象者把握事業を減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、介護給付費国庫負担金、介護給付費県負担金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金、職員給与費等繰入金、介護給付費準備基金とりくずしをそれぞれ増額する一方、地域支援事業交付金を減額しようとするもの。

債務負担行為では、高額介護・介護予防サービス費支給決定通知印字業務委託料、介護保険料納付書等印字業務委託料を設定しようとするもの。

論 点 1 介護保険事業の現状と今後について

＜質疑の概要＞

問1 配食サービスの事業者はどのようにして決めているのか。

答1 配食事業者は、通常の介護サービス事業者と同様に指定行為が必要であり、指定にあたっては公募し選考を行った。一度指定すると特別の事情がない限り指定事業者となる。

問2 配食事業者を長期間変更しない理由は。

答2 配食に使用する保温容器が高額であり、一定の償却期間が必要であるため、頻繁に事業者を変更することは考えていない。

問3 最近では民間でも配食サービスに参入してきているが、この事業を公共事業として行っていく必要はあるのか。

答3 本市の行っている配食サービスは、食器に保温機能を持たせていることや、見守りサービスによる安否確認も行っており、民間にないサービスを行っている。

問4 近隣市での配食サービスの実施状況は。

答4 特別給付として行っているのは本市のみ。本市以外の阪神間各市では、任意事業として配食サービスを行っているところもある。

問5 過去に、配食サービス事業は、民間が参入しにくい事業であるということであ

ったと思うが、現在の状況はどうか。 答5 利用者の利用意向は高いが、特殊な容器の使用や見守りサービスなど、配食以外のサービスも行うため、事業者にとっては参入のハードルが高いものとなっている。 問6 配食される食事はどのようなものか。また、内容を選ぶことはできるか。 答6 高齢者が対象であるため、穀物などを噛みやすいように調理をしたり、和食を中心に配食をしている。また、カロリーや塩分の制限食にも対応しており希望することができる。必ずアンケート調査により満足度を把握することとしており、市職員も毎日検食している。 問7 大きな支出となっている高額介護サービス費の今後の展望と対応策は。 答7 高額介護サービス費は、介護給付費の増加に伴い今後も増加する見込みである。レセプトの点検やケアプランの点検を行い、適正な介護サービス費の執行に努めたい。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第149号 平成25年度宝塚市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
平成25年度宝塚市特別会計公共用地先行取得事業費の歳入歳出予算の総額に増減はなく、款項の区分を補正するもの。 歳入予算は、一般会計からの繰入金を増額する一方、公共用地先行取得事業債の借換を減額しようとするもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第151号 平成25年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第1号）
議案第152号 平成25年度宝塚市特別会計山本財産区補正予算（第1号）
議案第153号 平成25年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算（第1号）
議案第154号 平成25年度宝塚市特別会計中山寺財産区補正予算（第1号）
議案第155号 平成25年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号）
議案第156号 平成25年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算（第1号）
議案第157号 平成25年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算（第1号）
議案第158号 平成25年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補正予算（第1号）
議案第159号 平成25年度宝塚市特別会計鹿塩・東蔵人財産区補正予算（第1号）

議案の概要

（議案第151号）

平成25年度宝塚市特別会計平井財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,090万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,210万6千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第152号）

平成25年度宝塚市特別会計山本財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ148万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ746万円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第153号）

平成25年度宝塚市特別会計中筋財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ56万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ142万4千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第154号）

平成25年度宝塚市特別会計中山寺財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ108万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ542万4千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第155号）

平成25年度宝塚市特別会計米谷財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ24万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,100万1千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。 (議案第156号) 平成25年度宝塚市特別会計川面財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ90万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ614万1千円とするもの。 歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。 歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。 (議案第157号) 平成25年度宝塚市特別会計小浜財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ423万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ930万9千円とするもの。 歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。 歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。 (議案第158号) 平成25年度宝塚市特別会計鹿塩財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ68万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ152万9千円とするもの。 歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。 歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。 (議案第159号) 平成25年度宝塚市特別会計鹿塩・東蔵人財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ13万4千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ216万6千円とするもの。 歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。 歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。	
論 点	なし
＜質疑の概要＞ 問1 特別会計になったことにより、各財産区の預金通帳は市で管理しているのか。 答1 各財産区の特別会計においては預金等はないため、通帳の管理はしていないが、特別会計以外の財産区の財産については、歳計外現金として会計課において管理運用しており、預金通帳も会計課で管理している。 問2 特別会計の予算については、各財産区からの報告に基づき計上しているものか。 答2 財産区管理会の同意の下、地元から報告された予算案に基づき計上しており、年度当初に、必要な金額を歳計外現金から特別会計に移している。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	いずれも可決（全員一致）

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第160号 平成25年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
平成25年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ46万6千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億6,098万6千円とするもの。 歳出予算は、人件費、返還墓地還付金、一般会計繰出金をそれぞれ増額する一方、予備費を減額しようとするもの。 歳入予算は、前年度からの繰越金を減額しようとするもの。	
論 点 1 宝塚すみれ墓苑事業の現状と今後について	
<質疑の概要>	
問1	貸し出し区画の返還数がこれまで36区画であり、本年度の返還数が10区画。予算の増額をしているが、更に返還がありそうか。
答1	返還の際に還付金が生じるのが、契約後5年以内のもので、お墓が建っていない場合。平成20年8月当初に貸し出したものについては、5年が経過しており還付金の対象とはならない。既に返還のピークは過ぎたと考えており、今回増額した予算で対応できる見込み。
問2	貸し出し後3年から4年で返還していることが多いが、その理由は把握しているか。
答2	返還の理由としては、他の場所にお墓を設けたというものや、元々他の場所にお墓がありそちらを利用するというもの。立地条件などがある。返還時に確認しているが、3年から4年で返還していることとの関連は掴めていない。
問3	今年度の貸し出し予定である168区画の目標は達成できるのか。
答3	現在111区画貸し出ししている。例年1月は、寒いことなどの理由から貸し出しが鈍るが、2月、3月については、3月のお彼岸までにお墓を整えたいという方もおり、貸し出しは増える見込み。また、今月の貸し出しも増えており、12月中旬までの貸し出しはあると分析している。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第162号 宝塚市債権管理条例の制定について
議案の概要 市の債権の管理についてさらなる適正化を図るため、法令等で定めのない手続きについて市として取り組むべきことを明確にし、市の債権全般について台帳の整備、徴収計画を定めることや、時効の援用を要しないものを除く市の債権のうち、実質的に徴収が困難な一定のものについては、国の債権管理事務取扱規則に準じて、債権の放棄を行うことができることを定めた債権管理条例を制定しようとするもの。
論 点 1 条例の適正な管理について 論 点 2 条例の背景と目的について 論 点 3 債権の放棄について <質疑の概要> 問1 私債権の回収に関する条例であるが、対象となる債権の種類などについて、詳しい逐条解説を作成する必要があるのではないのか。 答1 債権を区分する必要がないように、条例の効力を規定していると考えており、条例上では詳細な区分をしていない。債権管理マニュアルにおいて、税、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の4つに明確に区分して取り扱いを定めている。 問2 他市の条例には、失踪、行方不明等により債権放棄する規定があるが、本市の条例に同様の規定がないのはなぜか。 答2 あまり拡大解釈をせず、必要なものは議会の権限で行うものと考えている。また、時効の完成の規定に基づき、時効完成後放棄する。失踪が判明しても、すぐに債権を放棄するということは考えていない。 問3 弁護士の活用についてはどのように考えているか。 答3 従来から必要に応じて、弁護士相談や事務手続きの委任などして進めている。債権放棄については、時効期間の考え方など法律的な判断が必要であるため、顧問弁護士の意見を聴きながら制度を運用していきたい。 問4 過去に、開発事業に関する高額な私債権があったと思うが、その債権についてはどうなっているのか。 答4 破産手続きの終結により、相手先法人が消滅したため、市の債権も消滅している。あえて市が放棄の手続きをするものではないため、本条例の対象とはならない。当時、所管する常任委員会にも説明している。

問 5 住民訴訟で勝訴した場合における訴訟費用について放棄することについての背景は。

答 5 数年前に勝訴した住民訴訟において、200 万円を超える訴訟費用を相手方に請求した際に、その是非についてマスコミに取り上げられ、民事裁判等では、法曹界では原則請求はしていないと報道されたこともある。また、国に法改正の申し入れを行ったが、対応しかねるとの回答を受けている。今回、住民訴訟の公益性を考え、市が債権放棄できる規定を盛り込んだ。

問 6 住民訴訟の訴訟費用の放棄について、他市の条例には明記されているのか。またこの規定により、良識のない住民訴訟が多く提起されないか。

答 6 知る限りでは、本市が初めて制定する規定である。同じ内容を何度も提起する濫訴というものは起こる可能性があるが、住民訴訟の前段の住民監査請求までで、住民訴訟にまでいたるものはあまりないと考えている。住民訴訟の費用についての国の考えを改めていただきたいこともあり、本市としてできる範囲で精一杯のことをしている。

問 7 規定されている台帳の整理はいつまでに行うか。また、いつまでに徴収計画を策定するのか。

答 7 債権発生後に速やかに台帳を整理し、毎年度 4 月 1 日からの徴収計画を速やかに作成する。

問 8 学校給食費が、私債権の一覧に入っていないが、取り扱いはどうなるのか。

答 8 現在のところ学校給食費は公会計ではなく、市の債権ではない。学校給食費が公会計化されれば、本条例において私債権として取り扱うこととなる。

問 9 債権放棄したものについては、議会に報告することになるが、徴収計画についても議会に報告することになるか。

答 9 債権放棄したものを議会に報告する規定は定めているが、徴収計画を報告する規定はないため、議会への報告は行わない。必要であれば確認できるよう考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 25 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 172 号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 職員給与の削減を前提として減額された地方交付税約3億1,700万円の財源確保策として、役職に応じて職員の給与を減額するため、条例の一部を改正しようとするもの。また、臨時的任用職員等の宿日直手当及び通勤手当を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問 1 職員給与について、削減割合の根拠は。また、検討には特別職報酬等審議会からの答申は考慮したのか。 答 1 地方交付税削減分の総額 3 億 1,700 万円を減額するという基本的な考え方の中で、役職に応じて減額率を高くなるように調整をし、特別職報酬等審議会の答申にある市長等の額を超えない額になるよう配慮もした。最終的には、組合交渉の結果、副課長級以上の職員は 5%、係長等は 2.5%、一般職は 1.7%の削減割合となった。 問 2 市職員の給与のあり方に関する懇話会では、この件についての議論はあったか。 答 2 懇話会は、職員給与が適正かどうかという観点で意見をいただくもの。今回の減額については、地方交付税の減額に対する臨時的な措置という意味合いとなるため、今回組合に提案をしていることについては懇話会に説明しているが、この件について懇話会から意見をいただいているということはない。 問 3 臨時的任用職員等の通勤手当の改正について、今回影響を受ける対象者数と金額は。 答 3 今年の 4 月の実績でいくと、対象者が 33 人、166 万円程の増となる見込みである。 問 4 市長は、地方交付税の減額に対して、給与の減額を行わないと言っていたのではなかったか。 答 4 国が国家公務員に準じて削減を行うようにということで、地方交付税を減額する今回の措置には不本意であるが、3 億 1,700 万円の減額が、市民サービスの低下につながらないよう給与を減額するもの。 問 5 地方交付税の減額は、平成 25 年度分である。平成 26 年 1 月からの給与減額で

あるが、平成 25 年度分を補うためであれば、4 月まで遡って減額すべきでは。 答 5 不利益不遡及の原則から、4 月に遡及して減額することは好ましくないと考えている。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）